国民健康保険税の軽減等が変わります!

国民健康保険は、後期高齢者や職場などで健康保険に入っている人以外は、誰でも入ることが義務付けられています。国民健康保険に加入されると、4月1日を基準日として、世帯でとに国保税が課税されます。

■ 資格の取得・喪失は必ず届出を! ■

社会保険等の資格を取得・喪失したときは必ず届出をしてください。事業所から町への連絡はありませんので、必ず健康増進課 医療保険班、または各総合支所・出張所で手続きをしてください。

【手続きに必要なもの:印鑑、保険証、取得または喪失の年月日を証するもの】

◆低所得者への軽減拡充

低所得者に対する軽減措置の対象拡大のため、5割・2割軽減の判定基準が変更となりました。軽減に該当する世帯は、その所得に応じて均等割額・平等割額が軽減されます。ただし、世帯の中に18歳以上で所得が不明な方(未申告者)がいると、軽減の判定ができないため、所得の有無に関わらず、毎年申告をしてください。(軽減判定には世帯主・特定同一世帯所属者*の所得が含まれます)

◎軽減判定所得

軽減割合	世帯の前年中の所得(世帯主等を含む)		
7割軽減	変更なし	33万円以下	
5割軽減	改正後	〔33 万円+(被保険者数と特定同一世帯所属者数)×28 万 5 千円〕以下	
	改正前	〔33 万円+ (被保険者数と特定同一世帯所属者数)×28 万円〕以下	
2割軽減	改正後	〔33 万円+(被保険者数と特定同一世帯所属者数)×52 万円〕以下	
	改正前	〔33 万円+ (被保険者数と特定同一世帯所属者数)×51 万円〕以下	

[※]特定同一世帯所属者とは・・・後期高齢者医療保険制度への移行により国民健康保険の資格を喪失された方で、喪失日 以降も継続して同じ世帯に属する方です。ただし、継続して移行時と同じ世帯状況であることが条件です。

◆**賦課限度額の変更**(医療分および介護分の賦課限度額が変更となりました)

○令和2年度 国民健康保険税税率表

※()は、改正前の賦課限度額

課税対象額	医療分	後期高齢者支援金分	介護分 (40 歳~65 歳未満対象)
所得割	8.9%	3.1%	2.9%
均等割	27,400 円	8,900 円	9,300 円
平等割	25,800 円	8,900 円	7,000 円
賦課限度額	63万円(61万円)	19 万円	17万円(16万円)

◆納税通知書の送付

令和2年度の国民健康保険税納税通知書を世帯主宛に7月中旬に発送していますので、届きましたら内容 を確認してください。加入者の皆さまのご理解、ご協力をお願いいたします。

◆新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の事業収入等が一定程度下がるなどした世帯は、国民健康保険税が減免される場合があります。詳しくは税務課までお問い合わせください。

【資格について】 健康増進課 医療保険班 ☎ 0820 (73) 5502